7　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの暗証番号の変更を希望する場合には、当該個人番号カードを住所地市町村長に（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）提出することができる。この場合において、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長）は、当該個人番号カードの暗証番号を変更し、これを返還しなければならない。

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

［一　略］

二　個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民又は国外転出者（市町村長が備える戸籍の附票に記録されている者に限る。）からの問合せへの対応

［2　略］

（機構への通知）

第三十六条　［略］

2　市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

［一～四　略］

五　法第十六条の二第六項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

［六　略］

［3　略］

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十条　令第二十条第一項の規定による利用特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　略］

3　前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節　情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

（利用特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置に係る通知の方法等）

第四十一条　令第二十六条第一項のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十九条第八号の規定による提供の求めがあった利用特定個人情報を保有する情報提供者の名称

［二～五　略］

［新設］

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　［同上］

［一　同上］

二　個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

［2　同上］

（機構への通知）

第三十六条　［同上］

［2　同上］

［一～四　同上］

五　法第十六条の二第二項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

［六　同上］

［3　同上］

（情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等）

第四十条　令第二十条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［2　同上］

3　前二項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供の求めがあった場合の内閣総理大臣の措置に係る通知の方法等）

第四十一条　［同上］

一　法第十九条第八号の規定による提供の求めがあった特定個人情報を保有する情報提供者の名称

［二～五　同上］